

附 則

（標準的手法を使用する国内基準行に係る経過措置）

第一条 この告示は、令和五年三月三十一日から適用する。ただし、附則第十二条及び第十三条の規定は、公布の日から適用する。

（標準的手法を使用する国内基準行に係る経過措置）

第二条 国内基準行（第●条の規定による改正後の銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「新銀行持株会社告示」という。）第一条第十号の三に規定する国内基準行をいう。以下同じ。）である標準的手法採用行（新銀行持株会社告示第一条第十号に規定する標準的手法採用行をいう。以下同じ。）のうち、次に掲げる要件の全てを満たす者（以下「内部モデルを用いない国内基準行」という。）における自己資本比率（連結自己資本比率（新銀行持株会社告示第十四条に規定する連結自己資本比率をいう。）をいう。以下同じ。）の算出については、新銀行持株会社告示の規定にかかわらず、適用日から起算して一年を経

過する日までの間は、なお従前の例によることができる。

一 新内部モデル方式採用行（新銀行持株会社告示第一条十二号の二に規定する内部モデル方式採用行をいう。）又は新銀行持株会社告示第二百四十八条の四第一項の承認を受けている者に該当しないこと。

二 適用日前において、旧内部モデル方式採用行（旧銀行持株会社告示第一条第十二号の二に規定する内部モデル方式採用行をいう。）又は先進的計測手法採用行（第●条の規定による改正前の銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「旧銀行持株会社告示」という。）第一条第十三号に規定する先進的計測手法採用行をいう。）に該当しないこと。

三 当該国内基準行である標準的手法採用行を子会社とする者が存在する場合にあつては、その者が次に掲げる者のいずれにも該当しないこと。

イ 国際統一基準行（第●条の規定による改正後の銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下この号

において「新銀行告示」という。）第一条第十号の二又は新銀行持株会社告示第一条第十号の二に規定する国際統一基準行をいう。）

ロ 内部格付手法採用行（新銀行告示第一条第三号又は新銀行持株会社告示第一条第三号に規定する内部格付手法採用行をいう。）

ハ 適用日前において旧内部モデル方式採用行（第●条の規定による改正前の銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下この号において「旧銀行告示」という。）第一条第十二号の二又は旧銀行持株会社告示第一条第十二号の二に規定する内部モデル方式採用行をいう。）又は先進的計測手法採用行（旧銀行告示第一条第十三号又は旧銀行持株告示第一条第十三号に規定する先進的計測手法採用行をいう。）であった者

ニ 新内部モデル方式採用行（新銀行告示第一条第十二号の二又は新銀行持株会社告示第一条第十号の二に規定する内部モデル方式採用行をいう。）

ホ 農林中央金庫

へ 最終指定親会社（金融商品取引法第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社をいう。）

2 前項の規定の適用を受けない内部モデルを用いない国内基準行は、あらかじめその旨を金融庁長官に届け出るものとする。ただし、同項の規定を受けない旨を届け出た当該内部モデルを用いない国内基準行は、その届け出の日以後、同項の規定の適用を受けることはできない。

（銀行持株会社におけるTLAC規制対象会社の同順位商品に関する経過措置）

第三条 国際統一基準行（新銀行持株会社告示第一条第十号の国際統一基準行をいう。附則第八条第一項において同じ。）においては、TLAC規制対象会社（新銀行持株会社告示第一条第八十四号に規定するTLAC規制対象会社をいう。以下この条において同じ。）のその他外部TLAC調達手段（新銀行持株会社告示第一条第八十五号に規定するその他外部TLAC調達手段をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）と法的又は経済的に同順位である商品（その他外部TLAC調達手段に該当するものを除く。

以下この条において「国内TLAC規制対象会社の同順位商品」という。）のうち、当該TLAC規制対

象会社に係る総損失吸収力及び資本再構築力に係る最低基準の適用日（以下この条において「TLAC規制適用日」という。）までに発行されたものであつて、当該TLAC規制適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているものについては、当該TLAC規制適用日から起算して五年が経過する日までの間は、新銀行持株会社告示第七条第二項第五号に掲げる少数出資金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段の額に算入しないことができる。

2 標準的手法採用行が国内基準行である場合にあつては、国内TLAC規制対象会社の同順位商品のうち、当該TLAC規制対象会社に係るTLAC規制適用日までに発行されたものであつて、当該TLAC規制適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているものについては、当該TLAC規制適用日から起算して五年が経過する日までの間は、新銀行持株会社告示第五十四条の四の二第二項の規定を適用しないことができる。

3 内部格付手法採用行（新銀行持株会社告示第一条第三号に規定する内部格付手法採用行をいう。以下同じ。）が国内基準行である場合にあっては、国内TLAC規制対象会社の同順位商品のうち、当該TLA

C規制対象会社に係るT L A C規制適用日までに発行されたものであつて、当該T L A C規制適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているものについては、当該T L A C規制適用日から起算して五年が経過する日までの間は、新銀行持株会社告示第百五十六条の四の二第二項の規定を適用しないことができる。

4 第一項又は第二項の規定にかかわらず、標準的手法採用行においては、適用日前にT L A C規制対象会社となった国内T L A C規制対象会社の同順位商品のうち、当該T L A C規制対象会社に係るT L A C規制適用日までに発行されたものであつて、当該T L A C規制適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているものについては、当該T L A C規制適用日から起算して五年が経過する日までの間は、旧銀行持株会社告示第四十一条第一項又は第四十二条の規定を適用することができる。

（銀行持株会社におけるその他外部T L A C関連調達手段に係るエクスポージャーに関する経過措置）

第四条 標準的手法採用行が国内基準行である場合にあつては、新銀行持株会社告示第五十四条の四の二第二項の規定にかかわらず、平成三十一年三月三十一日（以下この条において「基準日」という。）から起

算して十年が経過する日までの間は、基準日において保有し、かつ、その保有を継続しているその他外部T L A C調達手段及び次に掲げるもの（いずれも償還期限の定めがある場合において保有中に当該償還期限までの期間が一年に満たなくなったものを含み、次に掲げるものにあつては、基準日において次に掲げるものであることを要しない。次項において「経過措置対象その他外部T L A C関連調達手段」という。）に限り、旧銀行持株会社告示第四十一条第一項又は第四十二条の規定を適用することができる。

一 規制金融機関（新銀行持株会社告示第一条第三十七号の二イ(1)に規定する規制金融機関をいう。）に適用される総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において、その他外部T L A C調達手段に相当すると認められているもの

二 新銀行持株会社告示第一条第八十八号に規定する特例外部T L A C調達手段

2 内部格付手法採用行が国内基準行である場合にあっては、基準日から起算して十年が経過する日までの間は、基準日において保有し、かつ、その保有を継続している経過措置対象その他外部T L A C関連調達手段に限り、新銀行持株会社告示第百五十六条の四の二第二項の規定を適用しないことができる。

（資本フロアの算出方法に係る経過措置）

第五条 適用日前に旧銀行持株会社告示第百十八条の承認を受けていた者は、適用日から起算して五年を経過する日までの間における新銀行持株会社告示第十三条第一項及び第三項並びに第二十五条第一項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「七十二・五」とあるのは、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の下欄に定めるものとする。

適用日以後一年間	五十
令和六年三月三十一日以後一年間	五十五
令和七年三月三十一日以後一年間	六十
令和八年三月三十一日以後一年間	六十五
令和九年三月三十一日以後一年間	七十

（暗黙の政府支援を勘案していない格付の使用に係る経過措置）

第六条 新銀行持株会社告示第四十一条第四項の規定は、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、

適用しない。

（中堅中小企業等向けエクスポージャーに係る経過措置）

第七条 標準的手法採用行が国内基準行である場合であつて、中堅中小企業等向けエクスポージャー（新銀行持株会社告示第四十三条第四項に規定する中堅中小企業等に対するエクスポージャーをいう。以下この条において同じ。）に新銀行持株会社告示第四十五条第一項の規定により七十五パーセント又は同条第三項の規定により四十五パーセントのリスク・ウェイトを適用しようとするときは、適用日から起算して六年を経過する日までの間は、新銀行持株会社告示第四十三条第四項の規定にかかわらず、中小企業等向けエクスポージャー（旧銀行持株会社告示第四十六条第三項に規定する中小企業等に対するエクスポージャーをいう。）を中堅中小企業等向けエクスポージャーとすることができる。

（不動産関連エクスポージャーのLTV比率に係る経過措置）

第八条 適用日に国際統一基準行である銀行持株会社及び適用日前に旧銀行持株会社告示第百十八条の承認を受けていた国内基準行は、適用日において保有する新銀行持株会社告示第四十六条から第四十八条の

二までに規定するエクスポージャー（次項において「不動産関連エクスポージャー」という。）のリスク・ウェイトの判定に用いるLTV比率（新銀行持株会社告示第四十六条第四項に規定するLTV比率をいう。次項において同じ。）の計算について、信用供与の実行時点における担保に付された物件の価値を算出できない場合には、当該適用日前の直近の当該物件の価値の評価額を用いることができる。

2 適用日後に海外営業拠点（外国に所在する支店又は銀行法第十六条の二第一項第七号に掲げる会社（銀行又は長期信用銀行が総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有しているものに限る。）であつて、その所在地において常勤の役員又は従業員を持つものをいう。）を有しようとする銀行若しくは長期信用銀行又は外国に所在するバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準の適用を受ける者を子会社とする国内基準行又は新銀行持株会社告示第一百八条の承認を受けようとする国内基準行は、初めて新銀行持株会社告示第二条に規定する国際統一基準により自己資本比率を算出しようとする基準日又は内部格付手法（新銀行持株会社告示第一条第十二号に規定する内部格付手法をいう。）の使用を開始しようとする日以前の日で指定する特定の日（以下この項

及び次項において「指定日」という。）前に実行した不動産関連エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に用いるLTV比率の計算について、信用供与の実行時点における担保に付された物件の価値を算出できない場合には、当該指定日前の直近の当該物件の価値の評価額を用いることができる。ただし、当該指定日は、適用日前の日を指定することはできないものとする。

3 前項に規定する場合において、国内基準行は、指定日をあらかじめ金融庁長官に届け出るものとする。
（自己居住用不動産向けエクスポージャー及び貸貸用不動産向けエクスポージャーの国内基準行の例外に係る経過措置）

第九条 新銀行持株会社告示第四十六条の二及び第四十七条の二の規定において、国内基準行である標準的手法採用行が平成十九年三月三十一日において保有する既存の住宅ローンのリスク・ウェイトを判定する場合にあつては、新銀行持株告示第四十六条の二第一項及び第三項並びに第四十七条の二第一項及び第三項中「抵当権により完全に保全されている」とあるのは、「住宅ローンの実行時において抵当権により完全に保全されている」とすることができ。

（株式及び株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャーに係る経過措置）

第十条 株式及び株式と同等の性質を有するもの（新銀行持株会社告示第五十四条第二項各号に掲げるものをいう。第三項において同じ。）に対するエクスポージャーのリスク・ウェイトについては、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる投資の区分に応じ、当該各号に定めるリスク・ウェイトとすることができる。

一 投機的な非上場株式に対する投資（新銀行持株会社告示第五十四条第三項各号に掲げる非上場株式投資をいう。） 次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の下欄に定めるリスク・ウェイト

適用日以後一年間	百パーセント
適用日から一年を経過した日以後一年間	百六十パーセント
適用日から二年を経過した日以後一年間	二百二十パーセント
適用日から三年を経過した日以後一年間	二百八十パーセント
適用日から四年を経過した日以後一年間	三百四十パーセント

二 前号に該当しない投資 次の表の上欄に掲げる期間に応じ、同表の下欄に定めるリスク・ウェイト

適用日以後一年間	百パーセント
適用日から一年を経過した日以後一年間	百三十パーセント
適用日から二年を経過した日以後一年間	百六十パーセント
適用日から三年を経過した日以後一年間	百九十パーセント
適用日から四年を経過した日以後一年間	二百二十パーセント

2 内部格付手法採用行は、株式等エクスポージャー（新銀行持株会社告示第一条第九号に規定する株式等

エクスポージャーをいう。）の信用リスク・アセットの額の算出について、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、新銀行持株会社告示第四百四十四条の規定にかかわらず、前項各号に掲げる投資について、当該各号の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の下欄に定めるリスク・ウェイトと旧銀行持株会社告示第四百四十四条第一項各号に掲げる方式により算出されるリスク・ウェイトのうち、いずれか大きいリスク・ウェイトを用いることができる。この場合において、同項の規定により算出されるリスク・

ウェイトを用いる場合は、信用リスク・アセットの額及び期待損失の算出並びに適格引当金（新銀行持株会社告示第一条第六号に規定する適格引当金をいう。）の取扱いは従前の例によるものとする。ただし、旧銀行持株会社告示第四百四十四条第五項、第六項及び第八項の規定は適用しないものとし、旧銀行持株会社告示第三百三十条第一号イ及び第二号イに規定する信用リスク・アセットの額に一・〇六を乗じる調整は要しない。

3 第一項の規定の適用において、内部モデルを用いない国内基準行が、新銀行持株会社告示による自己資本比率の算出を開始する日（次の各号に掲げる銀行持株会社の区分に応じ、当該各号に定める日をいう。以下この項及び次条において同じ。）以降において株式及び株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャーのリスク・ウェイトを判定する場合にあつては、第一項中「適用日」とあるのは、「新銀行持株会社告示による自己資本比率の算出を開始する日」とする。

一 附則第二条第二項に規定する届け出により同条第一項の適用を受けない内部モデルを用いない国内基準行 新銀行持株会社告示による自己資本比率の算出を行う最初の基準日

二 前号以外の内部モデルを用いない国内基準行 令和六年三月三十一日

第十一条 内部モデルを用いない国内基準行においては、任意の時期に取消可能なコミットメント（新銀行持株会社告示第五十六条第一項第五号に該当するものを除く。）又は相手方の信用状態が悪化した場合に自動的に取消し可能なコミットメントのうち、個人向けのクレジットカードに係るものの与信相当額の算出については、新銀行持株会社告示による自己資本比率の算出を開始する日から起算して五年を経過する日までの間は、同項第一号の規定中「十」とあるのは、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の下欄に定めるものとする。

新銀行持株会社告示による自己資本比率の算出を開始する日以後一年間	○
新銀行持株会社告示による自己資本比率の算出を開始する日から一年を経過した日以後一年間	二
新銀行持株会社告示による自己資本比率の算出を開始する日から二年を経過した日以後一年間	四
新銀行持株会社告示による自己資本比率の算出を開始する日から三年を経過した日以後一年間	六
新銀行持株会社告示による自己資本比率の算出を開始する日から四年を経過した日以後一年間	八

（内部格付手法の適用日前の予備計算及び承認）

第十二条 基礎的内部格付手法採用行になろうとする銀行持株会社は、適用日前においても、新銀行持株会社告示第百二十条の規定により、自己資本比率の予備的な計算の届出をし、自己資本比率を予備的に計算し、中間予備計算報告書（新銀行持株会社告示第百二十条に規定する中間予備計算報告書をいう。）及び予備計算報告書（新銀行持株会社告示第百二十条に規定する予備計算報告書をいう。）の作成並びに金融

庁長官への提出を行い、新銀行持株会社告示第百十九条の規定により当該基礎的内部格付手法を採用することの承認の申請をすることができる。

2 金融庁長官は、適用日前においても、基礎的内部格付手法採用行になろうとする銀行持株会社が前項に定めるところにより承認の申請を行った場合には、新銀行持株会社告示第百二十一条の規定により承認を行うことができる。この場合において、適用日以前に与えられた承認の効力は適用日から生ずるものとする。

3 前二項の規定は、先進的内部格付手法採用行になろうとする銀行持株会社について準用する。この場合において、前二項中「基礎的内部格付手法採用行」とあるのは、「先進的内部格付手法採用行」と読み替えるものとする。

（期待エクスポージャー方式の適用日前の承認）

第十三条 銀行持株会社は、適用日前においても、新銀行持株会社告示第五十七条の三の二の規定により、期待エクスポージャー方式（新銀行持株会社告示第五十七条の三に定めるところにより与信相当額を算出

することをいう。）の使用に関する承認の申請をすることができる。

2 金融庁長官は、適用日前において、銀行持株会社が前項に定めるところにより承認の申請を行った場合には、新銀行持株会社告示第五十七条の三の三の規定により承認を行うことができる。この場合において、適用日以前に与えられた承認の効力は、適用日から生ずるものとする。